

## 防火地域 準防火地域 - 西日本防災システム

防火地域や準防火地域という表現をお聞きになった方は多いと思いますが、火災に関する規制であることは判るのですが、どんな規制？ここは火災の無い地域？

建築を勉強されている方はもっと専門的なページを探して頂くとして、簡単にまとめてみます。

### 防火地域の規制

**A**  
防火地域に指定された地域内では、延べ面積100㎡以上、または3階以上の建築物は耐火建築物としなければなりません。それ以外の建築物は耐火又は準耐火建築物としなければなりません。

### 例外

- ① 延面積が50㎡以内の平屋の付属建築物(物置等)で外壁が耐火構造のもの
- ② 高さが2mを越える門又は塀を不燃材料で造り又は覆われたもの
- ③ 高さ2m以下の門又は塀

**B**  
防火地域内の看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるものや3mを越えるものはその主要な部分を不燃材で造り、又は覆う必要があります。

### 準防火地域の規制

**A**  
準防火地域に指定された地域内では、延べ面積1,500㎡以上、または4階以上の建築物は耐火建築物としなければなりません。延面積500㎡を越え1,500㎡以下又は3階の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければなりません。

**point** ⇨ 延面積500㎡で2階以下の建築物は木造でもOKです。

**B**  
準防火地域内の木造建築物等はその外壁及び軒裏で延焼の恐れのある部分を防火構造とし、これに付属する高さ2mを越える門又は塀が建築物の1階であるとした場合に延焼の恐れのある部分に該当する部分を、不燃材で造るか若しくは覆う必要があります。



西日本防災システム  
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd  
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ ⇨

## 防火地域 準防火地域 - 西日本防災システム

### 準防火・防火地域の 共通する規制

**A**  
防火地域又は準防火地域のいずれかにある建築物の屋根の構造は市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に求められる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの、又は国土交通大臣の認定を受けたものとする必要があります。

**B**  
防火地域又は準防火地域のいずれかにある建築物の屋根の構造はその外壁の開口部で延焼の恐れのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備を設ける必要があります。

**C**  
防火地域又は準防火地域のいずれかにある高さ2mを超える門又は塀は不燃材で造る、又は覆う必要があります。

**D**  
防火地域又は準防火地域のいずれかにある建築物で、外壁が耐火構造のものは、その外壁を隣地境界線に接して設けることができます。

**E**  
建築物が防火地域及び準防火地域にわたるときは、その建築物は全てについて、**厳しい方**の地域に関する規定が適用されます。

### 規制のまとめ

これらの規制は建築物の種類や構造を規制することにより、市街地における火災を抑制するための規制です。これらの規制は都市計画として定められますが、防火地域として定められるのは、建築物が密集している市街地を中心として定められ、準防火地域として定められるのは、防火地域を取巻く周辺地域を対象に定められます。

一度火災が発生するとその被害の拡大が予想される地域については、建築物自体や付属物について、建設時に構造その他を規制する仕組みなんですね。それぞれの地域には適合する構造の建築物のみが建設されて、地域全体としてのバランスがとられるんですね。



西日本防災システム  
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd  
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 